

厚木市個人情報保護条例及び厚木市情報公開条例の一部改正の骨子について(案)

1 改正の概要

平成27年9月に、個人情報の保護に関する法律(以下「個人情報保護法」といいます。)について、個人情報の定義の明確化、要配慮個人情報に関する規定の整備等を内容とする改正が行われました(平成29年5月30日施行)。

また、平成28年5月には、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(以下「行政機関個人情報保護法」といいます。)についても、個人情報の定義や要配慮個人情報に関する規定等に関して個人情報保護法を踏まえた改正が行われています(平成29年5月30日施行)。また、個人情報の保護に関する基本方針(平成16年4月2日閣議決定)も改正され(平成28年10月28日閣議決定)、地方公共団体は、行政機関個人情報保護法の改正の趣旨に従って条例を改正し、個人情報の定義の明確化、要配慮個人情報に関する規定の整備等を行うことが要請されています。これらの改正に伴い、厚木市個人情報保護条例(以下「個人情報保護条例」といいます。)の一部を改正するほか、これまでの個人情報保護条例の運用を踏まえ、オンライン結合を用いた個人情報の提供に当たっての要件等についても所要の改正をするものです。

また、個人情報保護法及び行政機関個人情報保護法(以下これらを「法」といいます。)の改正を受け、平成28年5月には行政機関の保有する情報の公開に関する法律(以下「行政機関情報公開法」といいます。)においても、個人情報の定義の明確化に関し、改正が行われましたので(平成29年5月30日施行)、厚木市情報公開条例(以下「情報公開条例」といいます。)における個人情報の定義を改正するものです。

* 要配慮個人情報とは、法において、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により被害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する個人情報として新たに定義され、取扱いに関する規定が整備されたものです。

* オンライン結合とは、複数の電子計算機を通信回線を用いて結合することをいいます。

2 個人情報保護条例の改正の主な項目

(1) 個人情報の定義の明確化

法において、身体の特徴を電子計算機の用に供するために変換した符号や、サービス利用や書類において対象者ごとに割り振られる符号を個人識別符号として定義し、これらの符号も個人情報であることが明確化されました。

現行の個人情報保護条例では、個人情報を「個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいう。」と規定していますので、これらの符号は、他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができることから、従来から個人情報に該当しますが、個人情報の定義の明確化は、個人のプライバシー保護に資するものであることから、法の改正の趣旨に鑑み、条例を改正し、個人識別符号を定義することにより、これらの符号も個人情報であることを明確化します。

* 個人識別符号の例

(身体の特徴を電子計算機の用に供するために返還した符号)

DNA、顔、声紋、手指の静脈、指紋などを電子計算機の用に供するために変換した符号等

(サービス利用や書類において対象者ごとに割り振られる符号)

旅券番号、基礎年金番号、運転免許証の番号、マイナンバー、各種保険証の番号等

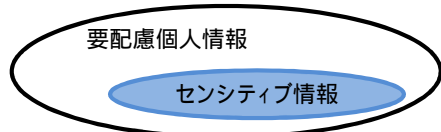
厚木市個人情報保護条例及び厚木市情報公開条例の一部改正の骨子について(案)

(2) 要配慮個人情報の規定の新設

法において、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により被害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する個人情報を要配慮個人情報として新たに定義し、個人情報ファイルの記録情報に要配慮個人情報が含まれるときには、その旨を個人情報ファイルに記載することとされました。

本市においても、本人に対する不当な差別又は偏見が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する個人情報を明確にする必要性は変わらないため、法と同内容の条例改正を行います。

ただし、現行の個人情報保護条例では、要配慮個人情報のうち、思想、信条、宗教、人種、民族、犯罪歴、社会的差別の原因となる事項(以下「センシティブ情報」といいます。)について、法令等の規定に基づいて取り扱うとき、又は厚木市個人情報保護審査会の意見を聴いた上で必要があると認めるときを除き、取扱いを制限しています。この取扱いについては、従来から特に支障はないことから、同様の取扱いを継続することとします。



(3) その他の見直しによる改正

ア オンライン結合を用いた個人情報の提供について

オンライン結合を用いた個人情報の提供に関する国の取扱いやこれまでの運用状況を踏まえ、個人に不利益を与える可能性が極めて低いと考えられる本人への提供や法令に基づく提供にあっては厚木市個人情報保護審査会の意見聴取の対象外とする改正をするものです。

イ 個人情報取扱事務及び個人情報ファイルについて

行政機関個人情報保護法においては、個人情報ファイルについての規定がされているのみで、個人情報取扱事務という概念はありません。また、通常、個人情報がどのように使われているかを確認する場合、個人情報ファイル登録簿により行うことから、個人情報取扱事務に関する規定を削除するものです。

3 情報公開条例における改正の主な項目

法の改正を受け、行政機関情報公開法においても、個人情報の定義について、個人識別符号を含むことを明確化する改正が行われました。

個人情報の定義の明確化は、情報公開条例においても個人のプライバシー保護に資するものであることから、行政機関情報公開法と同様の改正を行います。

4 施行時期(予定)

公布の日から施行します。

5 今後の予定等

- (1) 個人情報保護審査会・情報公開審査会(8月17日~)
- (2) 意見交換会(10月中旬)
- (3) パブリックコメント(11月1日~12月1日)
- (4) 議会(平成30年厚木市議会第1回(2月定例会議))